

全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)
詳細版資料

平成27年2月24日(火)

雇用均等・児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）
詳細版資料

目 次

（重点事項）

1. 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について	1
2. 待機児童解消加速化プランの推進について	2
(1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて	
(2) 保育所等整備交付金の創設について	
(3) 保育対策総合支援事業費補助金の創設について	
3. 保育士確保プランについて	5
(1) 必要になる保育士数について	
(2) 必要になる保育士を確保するための新たな取組について	
(3) 従来の保育士確保施策の更なる推進について	
(4) 処遇改善について	
4. 保育関係の質の改善事項等について	7
5. 子どもの預かりサービスの安全確保について	8
(1) 届出制等の対象範囲の在り方について	
(2) 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について	
(3) マatchingサイトへの対応の在り方について	
(4) 情報提供等の在り方について	
6. 税制改正について	9
7. 安心こども基金事業の平成27年度予算案における取扱いについて	10
8. 放課後児童対策について	11
(1) 放課後子ども総合プランの推進について	
(2) 放課後児童クラブの基準関係について	
(3) 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要	

9. 子育て支援員について	19
10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について	20
(1) 子育て世代包括支援センターの整備について	
(2) 妊娠・出産包括支援事業の展開について	
(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施について	
11. 新たな小児慢性疾病対策について	22
(1) 小児慢性特定疾病の医療費助成について	
(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立へ向けた支援について	
(3) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用の実施 について	
12. 児童虐待防止対策について	23
(1) 児童虐待の現状について	
(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について	
(3) 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について	
(4) 平成27年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について	
(5) 児童相談所・市町村における虐待防止対策について	
(6) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について	
(7) 居住実態が把握できない児童への今後の対応について	
13. 社会的養護の充実について	29
(1) 平成27年度予算案における社会的養護の充実について	
(2) 里親支援等の推進について	
(3) 施設における家庭的養護の計画的推進について	
(4) 要保護児童の自立支援の充実について	
(5) 児童養護施設等の耐震化の推進について	
14. 母子家庭等自立支援対策について	34
(1) 平成27年度予算案における対応について	
(2) 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する 基本的な方針」の見直しについて	
15. 子供の貧困対策に関する大綱について	35
(1) 子供の貧困対策に関する大綱について	
(2) 厚生労働省における主な施策（平成27年度予算案）	

16. 子育て世帯臨時特例給付金について	36
(1) 経緯等	
(2) 給付金の概要	
(3) 支給対象者が公務員である場合の事務について	
(4) 給付金支給事務の実施について	
(5) 予算の準備について	
(6) 広報の準備について	

17. 被災した子どもへの支援について	46
---------------------------	----

(予算案概要)

○ 平成27年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	47
○ 平成26年度雇用均等・児童家庭局補正予算の概要	57

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	59
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
2. 社会的養護の充実について	67
(1) 平成27年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて	
(2) 社会的養護を担う人材確保について	
3. 母子家庭等自立支援対策について	69
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 養育費の確保等について	
4. 配偶者からの暴力(DV)対策等について	74
(1) 指定都市における婦人相談所の設置について(第4次一括法)	
(2) 婦人保護施設の施設長に係る年齢要件の廃止について	
(3) 人身取引対策行動計画2014の策定について	

5. 児童健全育成対策について	77
(1) 児童厚生施設の設置運営について	
(2) 児童委員について	
(3) 児童福祉週間について	
6. 児童手当制度について	82
(1) 平成27年度予算案について（年金特別会計・内閣府予算）	
(2) その他	
7. 保育対策等の推進について	83
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 保育所等利用待機児童数調査について	
(3) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について	
(4) 社会福祉法人の運営に関する情報開示について	
(5) 保育所における第三者評価の受審について	
(6) 平成26年度の地方から提案等に関する対応方針について	
8. 母子保健対策について	87
(1) 生涯を通じた女性の健康支援事業について	
(2) 「健やか親子21（第2次）」の推進と母子保健計画策定について	
9. 仕事と家庭の両立支援対策について	88
(1) 仕事と家庭の両立支援の推進について	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について	
(3) ファミリー・サポート・センター事業について	

(関連資料)

資料1 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の 充実について	91
資料2 平成27年度における「社会保障の充実」の考え方	92
資料3 平成27年度における「社会保障の充実」（概要）	93
資料4 待機児童解消加速化プラン	94

資料5	保育所等整備交付金	100
資料6	保育対策総合支援事業費補助金	101
資料7	保育士確保プラン	103
資料8	保育士確保プラン参考資料	113
資料9	保育士確保プラン（通知別紙）	133
資料10	保育関係の質の改善事項等について	137
資料11	子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）	139
資料12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の 所要の措置	141
資料13	個人寄付に係る税額控除の要件の見直し	142
資料14	平成27年度税制改正要望結果について	143
資料15	子ども・子育て支援新制度における保育所等利用待機児童 について	150
資料16	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要	151
資料17	「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要	152
資料18	「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」 の概要	153
資料19	社会福祉法人の運営に関する情報開示について	154
資料20	保育所における第三者評価の受審について	158
資料21	平成26年度の地方から提案等に関する対応方針	159

資料22	安心こども基金事業の平成27年度予算案の取扱いについて	161
資料23	政府における放課後対策に関する主な経緯	162
資料24	「放課後子ども総合プラン」の全体像	163
資料25	「放課後子ども総合プラン」の推進	167
資料26	放課後児童クラブの概要	176
資料27	放課後児童クラブの基準について	179
資料28	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン (案)の概要	180
資料29	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿 管理システム (案)	188
資料30	放課後児童健全育成事業を行う事業者の届け出について	191
資料31	放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要	192
資料32	平成27年度放課後児童健全育成事業 単価 (案)	199
資料33	「子育て支援員」研修について	202
資料34	子育て支援員研修の体系	203
資料35	子育て支援員研修 (基本・専門) 科目 (案) 一覧	204
資料36	子育て世代包括支援センターの整備	206
資料37	妊娠・出産包括支援事業の展開	207
資料38	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	208

資料39	小児慢性疾病の医療費助成の概要	209
資料40	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	210
資料41	児童虐待の現状	211
資料42	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）	212
資料43	児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について	218
資料44	児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について	219
資料45	居住実態が把握できない児童に対する今後の対応について	229
資料46	社会的養護の平成27年度予算案	230
資料47	里親支援の体制整備について	233
資料48	自立支援の充実について	234
資料49	社会的養護における「社会保障の充実」について	235
資料50	児童養護施設等入所児童への学習支援の充実について	237
資料51	里親等委託率の推移	238
資料52	都道府県市別の里親等委託率の差	239
資料53	里親等委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体	240
資料54	里親トレーニング事業について	241
資料55	都道府県推進計画と家庭的養護推進計画	243
資料56	18歳以降の措置延長制度について	246

資料57	児童養護施設等の耐震化等整備の推進	248
資料58	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要	249
資料59	ひとり親家庭等福祉対策関係の平成27年度予算案	250
資料60	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて	254
資料61	子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）	255
資料62	子供の貧困対策に関する大綱について	256
資料63	平成27年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策（新規・拡充）	257
資料64	平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策	258
資料65	子供の貧困対策に関する施策について（平成27年度予算案） （内閣府・文部科学省・厚生労働省等）	260
資料66	「都道府県子どもの貧困対策計画」の取組状況について	263
資料67	婦人保護事業の概要	264
資料68	D V 被害者等自立生活援助モデル事業（概要）	265
資料69	婦人相談所の設置権限等の委譲について	266
資料70	人身取引対策行動計画2014の制定について	267
資料71	子育て世帯臨時特例給付金について	268
資料72	子育て世帯臨時特例給付金に係る予算等について（事務連絡）	271

資料73	被災者健康・生活支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）（復興庁所管）	276
資料74	「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要	278
資料75	平成27年度における児童手当制度について	279
資料76	仕事と家庭の両立支援対策の概要	280
資料77	次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント	281
資料78	次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク	282
資料79	ファミリー・サポート・センター事業について	283

(重点事項)

1. 平成27年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について（関連資料1～3参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実については、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から実施されることとされたことを踏まえ、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税の増収分1.35兆円等のうちの0.5兆円程度を充てることとしており、この財源を活用して、

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいた「量の見込み」
- ・昨年3月の子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理されている「質の改善」のすべて

について実施することとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているので、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

なお、子ども・子育て支援新制度は内閣府の所管であり、このための組織として、平成27年4月1日に内閣府に子ども・子育て本部が設置されるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業に係る予算について内閣府に移管されることとなるので、ご了承ください。

2. 待機児童解消加速化プランの推進について

(1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて（関連資料4参照）

子育て中の世代の仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに確実に対応した保育の受け皿を確保していくことが必要である。

このため、待機児童の早期解消に向けて、平成25年4月、総理指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」とする。）に基づき、平成29年度末までに、約40万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

加速化プランにおける平成25・26年度の2か年の取組に関しては、大都市でも積極的取組により待機児童ゼロを達成する自治体が現に増えているなど、各自治体における積極的な取組の結果、昨年度・今年度の全国の保育拡大量は約19万人分と見込まれており、ほぼ計画どおりに進捗していることが伺える。

しかしながら、平成26年4月時点において、待機児童は全国で21,371人おり、依然として2万人を超える児童が保育を利用したくても利用できない状況にある。

このため、今後、平成27～29年度の3か年を取組加速期間と位置づけ、潜在的なニーズも含め、保育ニーズに確実に対応できるよう、更に約21万人分の受け皿を確保していくこととし、平成27年度予算案では、平成26年度補正予算で計上した保育所等整備交付金や安心こども基金の残額の活用と合わせて約8万人分の受入児童数の拡大を図るために必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、平成27年度予算案により創設することとしている「保育所等整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金」を積極的に活用し、市町村整備計画を前倒しして保育所等の設置を促進することで、待機児童解消に向けた取組をより一層加速させていただくようお願いする。

(2) 保育所等整備交付金の創設について（関連資料5参照）

保育所等の施設整備については、これまで安心こども基金（保育所緊急整備事業、認定こども園整備事業）を活用して設置促進してきたところであるが、平成27年度より、児童福祉法第56条の4の3の規定に基づき、市区町村が策定する保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付金として交付することとし、「保育所等整備交付金」

を創設する。(平成27年度予算案額：554億円)

本交付金は、市区町村が策定する保育所等の整備計画の範囲内において、市区町村の裁量で柔軟な執行を可能とするものであり、市区町村域内における効率的・効果的な保育所等整備を推進することとしている。

本交付金に係る平成27年度の主な内容は次のとおり。

- ① 加速化プランに基づく待機児童解消に向けた自治体の取組を強力に支援するため、加速化プランに参加する市区町村の整備計画に対して、交付金の国庫補助割合を1/2から2/3に嵩上げして交付する。

(注1) 財政力指数が1.0以上かつ受入児童数が90人未満等の要件を満たす市区町村の整備計画に対しては、国庫補助割合の嵩上げは行わない。

(注2) 定員増を伴わない改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備に係る整備計画に対しては、国庫負担割合の嵩上げは行わない。(従前どおり)

- ② 資材費及び労務費の動向を反映し、交付基準額を3.7%引き上げる。

- ③ 既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合には、交付対象とする。

加速化プランに掲げる支援策の中でも、保育所等の整備は基幹的な取組であることから、各自自治体におかれては、本交付金の積極的な活用により、保育所等の設置を促進されたい。

なお、本交付金の交付に係る事前協議については、追って連絡する。

(3) 保育対策総合支援事業費補助金の創設について

(関連資料6参照)

加速化プランに基づく小規模保育等の改修等や本年1月に公表した「保育士確保プラン」に掲げる保育士確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助するための統合補助金として、「保育対策総合支援事業費補助金」を創設する。(平成27年度予算案額：285億円)

また、小規模保育等の改修費等に係る補助については、加速化プランに基づく待機児童解消に向けた自治体の取組を強力に支援するため、加速化プランに参加する市区町村に対して、補助金の国庫補助率を1/2から2/3に嵩上げして補助することとしている。

(注) 財政力指数が1.0以上かつ受入児童数が90人未満等の要件を満たす市区町村に対しては、国庫補助率の嵩上げは行わない。

保育所等整備交付金と同様、待機児童の早期解消の観点から、本補助金の積極的な活用により、小規模保育等の設置を促進されたい。

なお、平成26年度末時点で安心こども基金に活用可能な財源がある都道府県におかれては、平成27年度末までの間、保育所等の施設整備、小規模保育等の改修に充てることも可能とするが、この場合であっても、当初予算（保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金）と基金の計画的な活用を図られるようご留意願いたい。

3. 保育士確保プランについて（関連資料7～9参照）

平成27年1月、待機児童解消加速化プランの確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力にすすめるための保育士確保プランを策定した。

この保育士確保プランでは、保育士試験の年2回実施の推進や保育士の処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施する。修学資金の貸付、保育士・保育所支援センターの取組など、既に効果のある支援を進めていただいている自治体も出てきており、積極的な施策の活用をいただきたい。

また、保育士の確保に当たっては、就業継続支援や再就職支援などにおいては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の取組も重要であることから、管内市町村への保育士確保プランの周知等についても御配意願いたい。

（1）必要になる保育士数について

待機児童解消加速化プランにおける40万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、平成29年度末までに、国全体として「46.3万人」の保育士を確保することを目標とする。なお、この「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然増分2万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を保育士確保プランにより確保する。

これは、子ども・子育て支援新制度において市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における必要となる保育サービス量の見込みに加え、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を踏まえ、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計したものである。

（2）必要になる保育士を確保するための新たな取組について

国全体で新たに必要となる保育士を確保するため、保育士確保プランにおいて以下の新たな施策を講じることとしているので、これらの施策を活用し、保育士確保に努めていただきたい。

【保育士確保プランにおける新たな取組】

- ・ 保育士試験の年2回実施の推進
- ・ 保育士に対する処遇改善の実施
- ・ 指定保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進

支援

- ・保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用支援
- ・保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

(3) 従来の保育士確保施策の更なる推進について

待機児童解消加速化プランによる施策メニューは、地方公共団体による選択により取組が進んでいるが、既に取り組んでいる地方公共団体において施策の効果が出ていることも踏まえ、都道府県におかれては、施策メニューを積極的に活用していただきたい。

(4) 処遇改善について

保育士に対する処遇改善は、子ども・子育て支援新制度の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額が増加する処遇改善等加算を設け、+3%の給与改善を図ることとしている。

また、平成26年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に対応して、平成26年度の保育所運営費を増額改定するとともに、この改定内容を平成27年度の公定価格にも引き継ぐこととしている。都道府県におかれては、本年度に増額となる人件費については、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう、市町村をはじめ関係者への要請等に努めていただきたい。

4. 保育関係の質の改善事項等について（関連資料10参照）

平成27年度予算案においては、消費税の増収分のうち約5,100億円程度を子ども・子育て支援の充実に活用することを予定している。このうち、保育関係では、受入児童数の拡大のための「量的拡充」を進めるとともに、この量的拡充の実現に密接に関連する「質の改善」を図ることとしている。

具体的には、先般、子ども・子育て会議にお示しした施設型給付等の公定価格において、

- ・ 3歳児の職員配置の改善（20：1→15：1）、
- ・ 保育士等の職員給与の改善、
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、
- ・ 小規模保育等の職員加配

等の改善を図ることとしている。

また、地域子ども・子育て支援事業の関係では、病児保育事業の補助単価の改善を行うほか、保育短時間認定子どもに対する延長保育事業を新たに設けるなどの対応を行っている。

これらの質の改善に消費税財源が充てられるということは、これを確実に達成していくことを意味するものである。

このうち、保育士等の職員給与の改善は、保育士確保が難しい状況にある中、保育士の給与が他産業と比較し低い水準であることも踏まえて、改善を図るものである。

そのため、公定価格に新たに設けた処遇改善等加算の要件として、保育所は平成24年度対比（国家公務員給与改定に対応した改善（保育士＋2％）を反映）で3％改善されていることとし、都道府県において実績の確認も行うなど、確実に保育士等の処遇の改善に結びつくことを求めている。

これまで、自治体で取り組んでこられた地方単独施策についても、こうした公定価格設定の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組んでいただくようお願いする。

5. 子どもの預かりサービスの安全確保について

(関連資料11参照)

昨年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見されるという大変痛ましい事件を受け、有識者による専門委員会を設置し、昨年11月に下記のとおり議論のとりまとめを行ったところ。これを踏まえ、現在、児童福祉法施行規則等の改正作業を行っているところであり、平成28年4月1日までの間に施行することを予定している。

(1) 届出制等の対象範囲の在り方について

親しい知人の子どもなどの一部例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県等への届出義務を課すこととした。（平成28年4月1日予定）

なお、平成27年度より、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の訪問型の事業者についても新たに都道府県等への届出対象となるが、平成28年3月31日までの間、都道府県等が必要と認める場合にあっては、1日に保育する乳幼児について都道府県等が定める数以下の事業者を届出対象外とすることができるようにしている。

(2) 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び訪問型の事業に対して研修の受講を促すこと等について、基準に追加する。

(3) マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、平成27年度より、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守状況について、厚生労働省の委託事業により定期的に調査等を実施することとしている。（平成27年4月1日予定）

(4) 情報提供等の在り方について

利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者への確に伝わっていないことが課題であることから、各自治体において子育て支援サービスを容易に検索することができるようにすること等が必要であり、厚生労働省においても各都道府県のHPとリンクを貼ることとしていることから、御協力をお願いする。

6. 税制改正について（関連資料12～14参照）

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、認定こども園や小規模保育事業等に対する税制上の措置が講じられたところであるが、平成27年1月14日に「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定され、この中で、

- ・ 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする（利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする）こと
- ・ 保育所、認定こども園等の事業を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であること

とする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

7. 安心こども基金事業の平成27年度予算案における取扱いについて（関連資料22参照）

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、既存基金の積み増しは厳に抑制する」という考え方が示されたところ。これを踏まえ、安心こども基金については、平成27年度予算案においては積み増しは行わず、「待機児童解消加速化プランの推進」のための保育所等の施設整備や小規模保育等の改修費、保育士確保対策等について、新たに、「保育所等整備交付金」や「保育対策等総合支援事業費補助金」を創設し、引き続き、財政支援を行うこととしている。

安心こども基金で実施していた各事業の平成27年度以降の取扱いについては、**関連資料22**のとおりであり、また、平成27年1月16日付け事務連絡「平成27年度予算案に係る安心こども基金の取扱い等について」においてお示ししているところであるので、御了知いただきたい。

また、平成26年度末時点で安心こども基金に残額が生じた都道府県においては、平成27年度においても保育緊急整備事業や認定こども園整備事業（幼稚園型）等の保育の受け皿を確保するための事業に活用することを可能としているところ。

なお、待機児童の解消に向けては、当初予算である新たな交付金や補助金を確実に執行いただき、必要に応じて、補完的に安心こども基金を活用していただく形で、双方の財源の計画的な活用を図っていただきたい。

8. 放課後児童対策について

(1) 放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成26年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も1,256人増え、9,945人となり3年連続して増加したところである。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比602か所増加 |
| 21,482か所(25年) → 22,084か所(26年) |
| 2. 登録児童数：前年比37,256人増加 |
| 889,205人(25年) → 936,452人(26年) |
| 3. 利用できなかった児童数：前年比1,256人増加 |
| 8,689人(25年) → 9,945人(26年) |

こうした中、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、昨年7月31日に、文部科学省と共同で、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。（関連資料23～26参照）

① 国全体の目標

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指している。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

② 事業計画

市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国においては、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づき昨年11月28日に策定された行動計画策定指針に、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組として、

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量等

を記載し、これらの事項を市町村行動計画に盛り込むことを求めている。

また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等

を記載し、市町村と同様に都道府県行動計画に盛り込むことを求めている。

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施促進

放課後児童クラブの「量的拡充」を図るためには、「学校の余裕教室等の徹底活用」を積極的に進めていただくことが必要である。これまで、平成19年に策定した「放課後子どもプラン」を推進してきたところであるが、余裕教室が既に他の用途で使用されている、学校関係者の理解が得られないことなどの理由により、必ずしも余裕教室の活用が進んでこなかった状況にある。このため「放課後子ども総合プラン」では、学校関係者の不安感が払拭されるよう、学校施設の活用にあたり、両事業の実施主体（教育委員会又は福祉部局）に管理運営の責任があることを明確化し、具体例として、事前に、事故が起きた場合の対応などについて教育委員会と福祉部局で文書で協定を締結するなどの取組を紹介するなど、まずは、責任体制の明確化に積極的に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

また、既に活用されている余裕教室を含めた学校施設の活用にあたっては、市町村に設置する運営委員会等において、放課後等の時間帯に使われていない教室等の使用方法の再検討の周知徹底を図っていただきたい。その際、転用等の用途変更は財産処分手続が必要となる場合があるが、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施している放課後等の時間帯のみを活用する学校施設の一時的な利用については、財

産処分には該当せず手続は不要となるので、積極的な活用を図っていただきたい。

④ 「一体型」のメリットと留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いする。

その際、一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。両事業の機能を統合して、全ての児童の居場所を確保する、いわゆる一体化の取組は、放課後児童クラブが日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境を損なう恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

⑤ 地域の実情に応じた「連携型」の実施

学校施設が活用できない場合や、学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備を進めていただきたい。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブについては、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えないが、小学校等で実施している放課後子供教室と連携して実施できるよう積極的な取組及び工夫をしていただきたい。

⑥ 市町村における体制整備

一体型又は連携型を推進するため、

- ・ 学校区毎に、活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場である協議会を設置
- ・ 市町村毎に、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、行政関係者（福祉部局及び教育委員会）、学校関係者、放課後児童クラブ・放課後子供教室関係者、地域住民（保護者等）等で構成される運営委員会を設置

- ・地方公共団体ごとに、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策（福祉部局と連携した総合的な放課後対策）等について協議を行う総合教育会議を設置

するといった取組を積極的に進めていただき、両事業の関係者や学校関係者の理解・連携を深め、学校施設の活用や両事業の連携が着実に進むよう、体制整備に努めていただきたい。

（２）放課後児童クラブの基準関係について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなった。このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論等を踏まえ、平成26年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）（以下「基準省令」という。）を策定・公布したところである。

（関連資料27参照）

① 都道府県認定資格研修の実施

基準省令第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。この認定資格研修は、新たな基準省令に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、現在都道府県等が実施している放課後児童指導員等の資質の向上のための研修とは性格を異にするものである。

また、昨年9月30日に、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）」をお示ししたところであるが、その中で、「予算編成過程で検討する」こととしていた、本研修に係る受講料については、研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分や研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費は受講者に負担いただく予定である。なお、認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費の中に計上しているため、市町

村及び運営主体の事業者にも周知を図っていただきたい。さらに、本ガイドライン（案）は、平成27年度予算成立後、「都道府県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱（仮称）」としてお示しする予定としているが、来年度から円滑かつ滞りなく実施できるように、市町村とも連携して、実施体制の整備に努めていただくようお願いしたい。

なお、現在、認定資格研修を修了した者の名簿管理等を行うためのシステムファイルの開発を進めているところであり、年度末を目途に、各都道府県に配付する予定である。（関連資料28、29参照）

② 「放課後児童クラブ運営指針（仮称）」の策定

平成19年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」については、平成24年の児童福祉法の改正や、基準省令等を踏まえ、見直すこととしており、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会等を設置して、具体的な内容の検討を進めているところである。

その見直しに当たっての基本的な考え方としては、

ア 基準省令に基づき、放課後児童クラブの質の担保を図り、運営主体が自己点検・自己評価するための指針となるもの、

イ 放課後児童クラブの機能・役割を示した全国的な標準仕様となるもの、

ウ 異なる専門性を有して従事している放課後児童クラブの職員が共通認識を得るためのもの

との位置づけを明確にし、育成支援や運営に関する具体的な内容を盛り込んだ「放課後児童クラブ運営指針（仮称）」的なものとしていく考えであり、本年3月末を目途にとりまとめる予定であるので、ご了解願いたい。

③ 事業開始前の事前届出制の導入

児童福祉法の改正により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。この届出の内容については、児童福祉法施行規則において規定されているので、適切にご対応いただくよう、市町村及び運営主体の事業者にも周知徹底を図っていただきたい。

（関連資料30参照）

（3）放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要

平成27年度予算（案）については、「放課後子ども総合プラン」に基

づき、平成27年度中に約16.9万人分の受け皿を新たに整備するため、「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援することとしている。

(関連資料31、32参照)

① ソフト面（運営費）について

平成27年度予算案においては、確保方策に基づいた取組を支援するため、「量的拡充」として、

ア 受入児童数の拡大 [約16.9万人増]

936,452人（平成26年度）→1,105,656人（平成27年度）

イ 補助対象の拡大等

- 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とする（特例分（開設日数200～249日）も同様）[(※) 山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定]
- 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

ウ 放課後児童クラブ設置促進事業について、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする

エ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実として

- 放課後子ども環境整備事業の充実
 - ・ 一体型で実施する場合に必要な設備の整備・修繕等に係る経費の上乗せ補助
 - ・ 幼稚園・認定こども園等を活用した場合に必要な小学生向けの遊具等の購入等に係る経費の補助
- 放課後児童クラブ運営支援事業（仮称）の創設
- 放課後児童クラブ送迎支援事業（仮称）の創設
- を盛り込むとともに、「質の改善」として、
- 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業
- 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置
- 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置
- を盛り込んでいる。

なお、「質の改善」の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業につ

いては、平成26年度より、保育緊急確保事業において実施していたものであるが、本事業は、18時半を超えて放課後児童クラブを開所している場合に、当該放課後児童クラブに従事する者の処遇改善に係る経費を補助することにより、保育所における開所時間との乖離の縮小を図るものであり、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図る上でも必要不可欠な事業となっている。

さらに、平成27年度予算案では、従前の、非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せするために必要な経費のほか、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費も計上しているところである。

しかしながら、平成26年度は全国における事業実施率が低調であったことから、昨年12月に、各都道府県にご協力いただき、実施状況の把握を行ったところである。現在、この結果を踏まえて、平成27年度における補助要件等の検討を行っているところであり、内容等が固まり次第情報提供するので、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

なお、本運営費（放課後児童健全育成事業費等補助金）については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域子ども・子育て支援事業を実施等する市町村に対し交付する「子ども・子育て支援交付金」（内閣府所管）となるが、本交付金の枠組みは、従来の都道府県を經由した間接補助から市町村への直接補助となるため、ご留意いただきたい。

② ハード面（整備費）について

平成27年度予算案における改正内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ（創設の場合、23,556千円→24,427千円）

イ 補助対象事業者として、社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

を予定している。

また、「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実として、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げ（24,427千円→48,859千円）による補助を行うこととしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本整備費（放課後児童クラブ整備費）については、子ども・

子育て支援法の施行に伴い、平成27年度から、市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に基づき放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助することを目的とする「子ども・子育て支援整備交付金」（内閣府所管）となるが、本交付金の枠組みは、従来の都道府県を經由した間接補助から市町村への直接補助となるほか、社会福祉法人等が設置主体となる事業についても、市町村への補助となることを除き、基本的に放課後児童クラブ整備費の考え方を踏襲することとなるので、ご留意いただきたい。

③ 研修事業について

研修事業については、(2)の①の放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費を新たに計上するとともに、放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費も引き続き計上しているところである。

平成27年度からは、現任研修の実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ実践的な研修を実施する体制を整備していただき、ワークショップ形式による事例検討や救急措置と救急対応等の実技を伴った研修など、基礎的な知識や事例・技術等の共有を図るための研修を実施することが求められる。その際に、内容によっては、いくつかの市町村が合同で実施するなどの効果的な実施方法についてもご検討いただきたい。

また、都道府県には、より専門的な知識・技術が求められるものや管内市町村の多くの放課後児童クラブで共通の課題になっていることなどをテーマとして実施することが想定されるが、市町村との役割分担や連携方法などについて検討いただいて、放課後児童クラブ全体のレベルアップが図られるような体制の整備に努めていただきたい。

なお、本研修費（放課後児童指導員等資質向上事業）については、平成27年度から、「子ども・子育て支援対策推進事業費補助金」（厚生労働省所管）に組替計上し、国の補助率も「3分の1」から「2分の1」に引き上げたところであり、積極的な実施にご尽力いただきたい。

9. 子育て支援員について（関連資料33～35参照）

社会保障・税一体改革による子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行や社会的養護の充実に伴い、新制度では小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付又は事業となるとともに、社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの保育や子育て支援分野において人材の確保が必要となる。

これら保育や子育て支援分野の事業等では保育士資格等を有しない者が担うことが出来る事業も拡充することから、人材の確保にあたっては、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する地域の人材に協力していただくとともに、これら人材の資質の向上が極めて重要な課題であることから、これらの担い手を「子育て支援員」として研修を実施するものとした。各自治体においては、積極的な実施をお願いしたい。

10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について

(1) 子育て世代包括支援センターの整備について（関連資料36参照）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立感を抱えやすくなっていると考えられることから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目ない支援の強化を図っていくことは重要である。

このため、平成26年度から、

- ① 母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなぐ「母子保健相談支援事業」
- ② 妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」
- ③ 出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアやきめ細かい育児支援を行う「産後ケア事業」

といった、各地域の特性に応じた切れ目ない支援を行うための「妊娠・出産包括支援モデル事業」を実施してきたところである。

また、我が国の危機的な人口減少問題を克服するためには、若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができる環境の実現が必要であるが、現実には虐待による死亡事例が後を絶たない状況にある等、悩みを抱え、支援を必要とする子育て世帯が少なからずあり、早急な対応が求められているところである。

このため、早急に地域において子育て相談等にワンストップで対応できる体制を整え、子育て世帯の安心感を醸成する必要があることから、平成27年度における「子育て世代包括支援センター」の整備を前倒しして実施できるよう、平成26年度補正予算に50市町村分の所要額を計上していることから、積極的に活用いただきたい。

(2) 妊娠・出産包括支援事業の展開について（関連資料37参照）

平成26年度から実施している「妊娠・出産包括支援モデル事業」のうち、「母子保健相談支援事業」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、「子育て世代包括支援センター」として全国展開を目指す方向性が打ち出されたことなどを受け、平成27年度から本格実施することとした。

このため、平成27年度予算案においては、

- ① 様々な機関が個々に行っている支援について、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため、ワンストップ拠点としての「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ

② そこにおいて、コーディネーターが全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報の一元化を図る

こととしているので、積極的に実施していただくようお願いする。

なお、本格実施に当たっては、母子保健相談支援事業が利用者支援事業の定義に該当しうる内容であり、また、子ども・子育て支援法による法的根拠のもとで長期的・安定的に事業を実施できるよう、利用者支援事業に「母子保健型」という新たな類型を設けることとしたので留意願いたい。

(3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施について

(関連資料38参照)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精、顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

近年、結婚年齢の上昇等により、特定不妊治療を受ける方が増加してきており、一方で、一般的には、年齢が高くなるほど、妊娠・出産に伴うリスクは高まり、出産に至る確率は低くなることが医学的に明らかになっている。

このため、平成25年8月にとりまとめた「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、平成26年度より、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、年間助成回数の制限を廃止し、通算助成回数を6回までとしたところである。

また、助成対象を43歳未満に限定する等の見直しを平成28年度から実施することとしているため、引き続き広く周知をしていただくようお願いする。

なお、本事業については、平成26年度事業費及び改善した制度の周知・準備経費を平成25年度補正予算に計上し、安心こども基金により実施していただいているところであるが、平成27年度予算案においては、事業を安定的に実施するため、基金（補正予算）から当初予算に計上しているのを留意願いたい。

11. 新たな小児慢性特定疾病対策について

(1) 小児慢性特定疾病の医療費助成について（関連資料39参照）

平成26年通常国会において児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成27年1月から義務的経費の公費負担医療として実施している。対象疾病については、平成26年12月まで実施していた小児慢性特定疾患治療研究事業の514疾病から704疾病に拡大した。

今後、新たに追加された疾病に罹患している児童に対する医療費助成の申請についてもその支給認定事務に遺漏なきようお願いしたい。

(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立へ向けた支援について

（関連資料40参照）

幼少期から慢性的な疾病を抱えているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を平成27年1月から実施している。

この事業は、相談支援及び個別の自立支援計画の作成など小児慢性特定疾病児童の自立支援に取り組む自立支援員の配置を必須事業とし、その他レスパイト、交流の機会の提供等地域の実情に鑑みて実施する事業を任意事業としている。

また、こうした事業内容を検討する場として、様々な関係者を構成員とする慢性疾病児童等地域支援協議会の開催についても積極的にお願いしたい。

(3) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用の実施について

小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させるため、医師が直接登録するためのシステム開発、そのデータを集約したデータベースの構築及びデータ提供のための体制の整備を行うこととしており、そのシステムについて現在開発中である。

当該システムについては、平成27年度中に一部地域においてモデル的に実施し、平成28年度を目途に全国実施を予定している。

今後、厚生労働省において平成27年度中に説明会等の開催を予定している。

12. 児童虐待防止対策について

(1) 児童虐待の現状について（関連資料41参照）

昨年12月に公表した平成25年度の「福祉行政報告例」によれば、平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は73,802件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の6.3倍となった。また、市町村での児童虐待相談対応件数は79,186件となり、児童相談所と市町村のいずれにおいても毎年増加しており、平成25年度は過去最高の件数となっている。

また、厚生労働省が把握した平成24年度における児童虐待による死亡事例は78事例・90人となっている。

児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、引き続き、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が連携・協力して、児童虐待防止対策を強力に推進していく必要がある。

(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について（関連資料42参照）

厚生労働省では、平成16年10月に、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置して、子ども虐待による死亡事例等の検証を行っており、平成26年9月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」（以下「第10次報告」という。）を公表した。

第10次報告は、平成24年度に厚生労働省が把握した虐待による死亡事例（児童数）78例（90人）を対象に、集計と事例の分析・検証を行い、地方公共団体に対し、

- ① 虐待の発生及び深刻化予防
- ② 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実
- ③ 職員の専門性の確保と資質の向上
- ④ 虐待対応における関係機関の効果的な連携
- ⑤ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

について、提言が取りまとめられた。

さらに、これまで第1次から第10次までの報告から、

- ・ 心中以外の虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合は44.0%で、中でも0日児の割合は17.2%であること
- ・ 加害者の割合は実母が55.7%と最も多いこと
- ・ 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%（※第2次から第10次報告までの集計）であったこと

が虐待による死亡事例の主な特徴としてみられた。

これらの特徴から、重篤な事例を防ぐためには、

- ① 虐待リスクについて妊娠期から着目すること
 - ② 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
 - ③ 関係機関への効果的な連携による支援を行うこと
- などの取組が重要であると考えている。

各自治体においては、上記の点にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

(3) 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

(関連資料43参照)

児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)について、覚えやすい番号にすることで、広く一般に周知し、児童虐待を発見した者、子育てに関し悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、3桁化することとし、開発・広報にかかる経費(6.2億円)を平成26年度補正予算に計上した。

なお、3桁化の運用開始時期等については、2月5日の参議院予算委員会において安倍総理大臣より、「今年の7月には、3桁化の運用を開始させる」、「番号については、覚えやすく、また迷うこと相談していただきたいという思いから、1・8・9(いちはやく)としたい」旨の答弁があったところであり、それを踏まえ、実現に向けた取り組みを進めてまいりたい。

3桁化に伴い、児童相談所への相談件数が増加することが考えられることから、児童相談所職員の増員に係る平成27年度の地方交付税措置の要望を行うとともに、平成27年度予算案において、夜間休日の相談体制の充実のための人員体制の強化を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、平成27年7月からの3桁番号運用開始に当たっては、24時間・365日どのような時間帯であっても児童相談所への通告・相談について、相談業務を行う職員が対応できる体制の確保に努められるようお願いする。なお、夜間・休日に各児童相談所に寄せられる通告・相談の電話については、中央児童相談所等に転送し、一括で受け付けるなど地域の実情に応じた対応を工夫されたい。その際、電話を転送等するための通信設備の改修や転送サービスの利用に係る費用については、平成27年度より児童虐待防止対策支援事業において補助の対象とすることとしているので活用されたい。

(4) 平成27年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

① 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について(平成26年度補正予算)

児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)について、覚えやすい番号にすることで、広く一般に周知し、子育てに悩みを抱える者、児童虐待を発見した者が児童相談所に適切に相談・通告できるよう、3桁化することとしており、開発・広報にかかる経費(6.2億円)を平成26年度補正予算に計上している。

② 児童虐待対応機関の体制強化等について(平成27年度予算案)

平成27年度予算案において、児童相談所の夜間休日の相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会に登録されている児童等の情報を関係者が共有するシステムの構築、一時保護所で保護されている児童に対する学習指導の充実等を図るための経費を計上しており、児童虐待対応機関の体制強化等への積極的な取組をお願いする。

③ 地域子ども・子育て支援事業(内閣府所管)について(平成27年度予算案)

現在、内閣府所管の保育緊急確保事業として実施している下記事業については、子ども・子育て新制度に基づく「地域子ども・子育て支援事業」(内閣府所管)として引き続き実施することとし、所要額を平成27年度予算案に計上している。

【内閣府所管の地域子ども・子育て支援事業として予算案に計上している主な児童虐待防止対策関連事業】

- ・ **乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)**

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。

- ・ **養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

- ・ **子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

※ 補助率(上記事業):国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

(5) 児童相談所・市町村における虐待防止対策について

① 児童相談所の体制強化等について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う

児童福祉司については、平成26年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり36人の配置が可能な経費が計上されている。平成27年度地方財政措置については、児童福祉司をはじめとした児童相談所職員の増員を総務省に要望しているところ。

なお、地域によっては、平成26年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口4.7万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いします。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて、専門性の確保と向上に努めていただきたい。

② 市町村における虐待防止対策について

ア 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、支援を必要とする家庭を早期に把握するために重要な事業であり、また、養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等によって把握した家庭に対して継続して支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図り、児童虐待等を予防することに資する重要な事業である。

両事業とも、児童福祉法で市町村に実施の努力義務が課せられており、平成25年4月現在、乳児家庭全戸訪問事業については95.3%、養育支援訪問事業については、70.3%の市町村で実施している。既に実施している市町村の引き続きの取組はもとより、未だ実施していない市町村に対して実施を促すなど、事業の推進に特段のご配慮をお願いします。

イ 要保護児童対策地域協議会の機能強化等

市町村における児童虐待対応は、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関が情報共有し、適切な連携のもとに支援を行う仕組みとしている。

要保護児童対策地域協議会については、現在ほぼすべての市町村で設置されている状況であり、今後はその機能強化が課題である。

厚生労働省では、平成27年度予算案において、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、登録されているすべての児童等に関する情報について、セキュリティに配慮しながら関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業の実施にかかる経費を新たに計上しており、積極的な周知をお願いします。（実施主体は指定都市、児童相談所設置市、市）

(6) 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について
(関連資料44参照)

① 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議について

平成26年8月29日に、世耕内閣官房副長官を議長として、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」が設置され、児童虐待防止対策について関係府省庁が連携して対策を強化することなどの「対応方針」が決定された。

また、副大臣等会議においては、「居住実態が把握できない児童」についても、政府一体となって全力で把握に努めるという明確な方針の下、地方自治体の御協力をいただきながら取組を進めた結果、平成26年11月に調査結果を公表した。

平成26年12月、副大臣等会議においては、下記の5項目を中心に、関係省庁で連携して速やかな実施に向けて取り組むべき対応策についてとりまとめた。

I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携について

III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

② 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会について

厚生労働省としては、前記副大臣等会議の設置を受け、平成26年9月、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」を設置した。

同委員会では、「妊娠期からの切れ目ない支援のあり方」などに関する項目を中心に具体的な対策について議論を進め、平成26年11月には、これまでの議論をとりまとめ、12月、とりまとめた結果を副大臣等会議に報告したところである。

今後は、これまでの議論に加え、被虐待児の自立に向けた支援のあり方や初期対応についても、一時保護所や児童養護時節、里親等のあり方と一体で議論するなど、児童虐待防止の取組について、予防から支援までの全体を見通して、引き続き、厚生労働省の同委員会において議論を行っていく予定である。

(7) 居住実態が把握できない児童に対する今後の対応について

(関連資料45参照)

厚生労働省では、居住実態が把握できない児童への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要があるとして、平成26年5月1日時点で当該市町村に住民票があるが、居住実態が把握できない児童の所在の把握及び安全の確認に関する市町村の取組状況等について、関係省庁の協力を得ながら調査を実施した。

同年11月13日の副大臣等会議において、同調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策についての申し合わせがなされた。

居住実態が把握できない児童への対応としては、同一市町村内の関係部署間での情報共有を徹底していくことに加え、住民票はないが当地で生活している市町村（居所市町村）において、保健・福祉サービスを利用するなどを契機として、児童の居住実態を把握した場合は、住民基本台帳部門を通じて、住民票を残したまま移動した市町村（住所地市町村）へ情報共有を行う取組を推進していくことが重要である。

なお、居住実態が把握できない児童については、今後、定期的に調査を実施し、自治体の取組状況等を把握するとともに、所在等の確認のための有効な対応策について検討していくこととしている。

各自治体におかれては、調査への御協力をお願いするとともに、引き続き、各種取組を着実に実施し、居住実態が把握できない児童の所在把握及び安全確認に努めるようお願いする。

13. 社会的養護の充実について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化・地域分散化などの体制・環境整備を進めている。

各都道府県市におかれては、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」の策定に取り組んでいただいているところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まるところである。

このような状況の中、平成27年度予算案においては、消費税率引上げによる増収分で実施する「社会保障の充実」として、児童養護施設等における職員配置の改善や小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。国としてもこれらの財政支援を通じて、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いしたい。

(1) 平成27年度予算案における社会的養護の充実について

(関連資料46、49及び50参照)

平成27年度予算案では、社会的養護における「社会保障の充実」分として、国費ベースで142億円を措置したところである。具体的には、児童入所施設措置費等において、

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均＋3％相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（平成27年度から15年かけて全施設で実施）

に必要な予算額を計上している。

これらのうち、児童養護施設等の職員配置の改善については、「社会的養護の課題と将来像」に掲げるように、児童養護施設及び乳児院の小規模化の推進を前提としたものであることから、児童養護施設及び乳児院にあっては、家庭的養護推進計画を策定のうえ、その実現に向けた取組を行い、かつ、4：1等の配置の改善を実施した施設に対して、措置費の支弁を行うことを予定している。

ただし、人材確保の事情により、5.5：1から4：1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、職員配置の

改善状況に応じて、措置費支弁上の保護単価を段階的に設定することを予定している。

今回の職員配置の改善により、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる「本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームをそれぞれ概ね3分の1ずつ」を目指すよう積極的に取り組まれない。

また、民間児童養護施設等の職員給与の改善については、現行、勤続年数に応じて民間施設給与等改善費の加算率を設定しているところであるが、これを平均3%相当引き上げるとともに、勤続年数14年で加算率が据え置かれるところを、加算率が上がる勤続年数を延長し、職員の処遇改善と人材の定着等を図ることとしている。

この他、「社会保障の充実」分以外の充実として、児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実を図ったところである。現行、児童養護施設等に入所する中学生の児童については、児童入所施設措置費等において学習塾代の支援等を実施しているところであるが、これに加え、

- ① 小学生等（※1）に対する学習支援（学習ボランティア等）
- ② 高校生等（※1）に対する学習支援（学習塾代等）
- ③ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）

※1 母子生活支援施設については中学生も対象を新たに実施することとしている。児童養護施設等入所児童（※2）に対する学習支援は、子供の貧困対策にも資するものであり、各都道府県等におかれては、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

※2 里親委託児童及びファミリーホーム入所児童を含む

（2）里親支援等の推進について（関連資料47、51～54参照）

社会的養護の下にある子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、そうした子どもを家庭で養育する里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から定期的な里親家庭への訪問やファミリーホームへの支援等を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているところであり、積極的な配置をお願いする。

里親やファミリーホーム委託推進の1つの目標としている里親等委託率については、年々増加しているところであるが、**関連資料52**のとおり、自治体間で大きな差がある。**関連資料53**のとおり、福岡市や大分県をは

じめ、最近9年間で大幅に伸ばした自治体も多い。これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われているところであり、こうした取組を参考にして、里親委託率の引き上げに向け、引き続き積極的な取組をお願いする。

また、平成27年度予算案では、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する「里親トレーニング事業」を新たに盛り込んだところであるので、積極的に活用願いたい。あわせて、委託里親やファミリーホームの養育者の養育の質の向上のため、里親支援機関事業等の積極的な活用をお願いする。

新生児の里親委託や乳児院からの措置変更時の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きいが、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や「新生児里親委託の実例について」（平成23年3月30日事務連絡）で示したとおりであるので、取組の推進をお願いする。

（3）施設における家庭的養護の計画的推進について

（関連資料55参照）

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

平成27年度予算案においては、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）など家庭的養護の推進に必要な予算を盛り込んだところである。特に職員配置の改善は「社会的養護の課題と将来像」に掲げるように、児童養護施設及び乳児院の小規模化を進めることを前提としていることから、より一層の児童養護施設等の小規模化の推進をお願いする。

また、各都道府県市におかれては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に即し、今年度末までの「都道府県推進計画」の策定に取り組んでいただいているところであるが、今回の予算案を踏まえ、「本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームをそれぞれ概ね3分の1ずつ」に向け、より一

層の家庭的養護の推進の取組となるよう「都道府県推進計画」の必要な見直しをお願いしたい。

(4) 要保護児童の自立支援の充実について（関連資料56参照）

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

平成27年度予算案において、児童養護施設等に入所している高校生等に対する学習支援の充実を図ることとしているので、積極的に活用願いたい。

児童養護施設等の措置延長については、既に「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおり、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

義務教育終了児童等への支援に関し、施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いするとともに、平成27年度予算案において、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合、就職支度費の支弁対象とすることとしているので、活用願いたい。

また、施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」についても、平成27年度予算案において、アフターケアの強化として自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図ることとしているので、活用願いたい。

(5) 児童養護施設等の耐震化の推進について（関連資料57、58参照）

自力避難が困難な子どもが入所する児童養護施設等においては、全ての施設の耐震化が図られることが望ましい。

しかしながら、児童養護施設等の耐震化状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成25年10月時点）の調査結果によると、全国での耐震化率は82.0%（通所施設等を含む児童関係施設等全体では80.7%）となっており、一部の施設で未だ耐震化が図られていないとこ

ろである。

児童養護施設等に係る残りの未耐震施設について、できる限り早期に耐震化整備を推進させる観点から、次世代育成支援対策施設整備交付金における平成26年度補正予算（8.8億円の内数）及び平成27年度予算案（56.6億円の内数）において、児童養護施設等の耐震化整備等（乳児院の sprinkler 整備を含む。）を行うために必要な予算を計上したところである。

このため、特に耐震化率の低い都道府県等におかれては、耐震化整備の推進を図っていただくよう社会福祉法人等に対して積極的にご指導いただくようお願いしたい。

14. 母子家庭等自立支援対策について

ひとり親家庭への支援施策については、平成26年4月の母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の改正、同年8月に策定された子供の貧困対策に関する大綱等を踏まえ、平成27年度予算案において、必要な予算を確保するとともに、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しを図ることとしている。

(1) 平成27年度予算案における対応について（関連資料59参照）

平成27年度予算案においては、ひとり親の就業機会や転職機会を広げるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座の受講費用を助成する事業を創設するほか、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援ボランティア事業や在宅就業推進事業を充実することとしているので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

(2) 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて（関連資料60参照）

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、対象期間が平成20年度から平成26年度となっている。

このため、現在の基本方針に定められた施策に関する評価を参考とするとともに、ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめで示された課題、平成26年の母子及び寡婦福祉法等の改正や子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえた見直しを行うこととしている。

見直しに当たっては、対象期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、これまでの施策に加え、総合的な相談窓口の整備、子どもの学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費及び面会交流、広報啓発に関する事項等を盛り込むこととしている。

現在、パブリックコメントを実施しているところであり、各自治体におかれては、基本方針に即した自立促進計画の策定により、地域の実情に応じて、計画的にひとり親家庭等の支援施策を実施して頂くようお願いする。

15. 子供の貧困対策に関する大綱について

(1) 子供の貧困対策に関する大綱について（関連資料61、62参照）

昨年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」等での議論を経て、昨年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

大綱は、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること等により、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すことを目的とするものであり、

- ① 貧困の連鎖を防止するための学習支援等の「教育の支援」
- ② 児童養護施設等を退所した子供のアフターケア等の「生活の支援」
- ③ 保護者の学び直しの支援等の「保護者に対する就労の支援」
- ④ 児童扶養手当や福祉資金貸付金等の「経済的な支援」

を4つの柱として、当面5年程度の重点施策を掲げている。

また、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たっては、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための25の指標を設定することで、必要に応じて対策等の見直しや改善に努めるなど、効果的な取組を推進することとしている。

(2) 厚生労働省における主な施策（平成27年度予算案）

（関連資料63、64参照）

大綱に掲げられた重点施策を着実に実行するため、厚生労働省では、平成27年度予算案において、

- ① ひとり親家庭や児童養護施設等で暮らす子供への学習支援の拡充
- ② 職員配置の改善等による児童養護施設等の体制整備
- ③ ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援

など、既存の施策の更なる拡充や施策の推進体制の整備、新たな施策の実施に関する予算を積極的に盛り込んだ。各都道府県においても、これらの取組が着実かつ効果的に実施されるよう、大綱を勘案した計画を策定し、計画的に実施していただきたい。また、子どもの貧困対策は、学習支援、生活支援、就労支援等、総合的な支援が必要となるので、福祉事務所等の関係機関や児童養護施設等のもとより、労働部局や教育委員会とも連携した取組をお願いしたい。

16. 子育て世帯臨時特例給付金について

(関連資料71、72参照)

(1) 経緯等

- ① 平成27年度予算編成大綱(抄)(平成27年1月9日自由民主党、公明党)

4 暮らしの安全・安心を確保します。

(略)

消費税率引上げによる影響等を踏まえ、簡素な給付措置を講ずるとともに、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を講ずる。

(略)

とされた。

- ② 平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日 閣議決定)

「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」及び「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」に係る税制上の所要の措置

[所得税、個人住民税]

「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置として給付される給付金」について、引き続き所得税、個人住民税を課さないこととされた。

(2) 給付金の概要

- ① 名称

子育て世帯臨時特例給付金(以下「子育て臨時給付金」という。)

- ② 趣旨

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行う。

- ③ 実施主体

市町村(特別区を含む。)

(※) 子育て臨時給付金は、公務員を含む地域住民に対し、市町村が一元的に支給(なお、公務員の児童手当については所属庁から引き続き支給される。)

④ 支給対象者

基本的な考え方

支給対象者は、基準日（平成27年5月31日。以下同じ。）において、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者（※）である。

ただし、以下の場合については、平成27年6月分の児童手当受給者ではないが、子育て臨時給付金の支給対象者とする方向で検討。

（※）「要件を満たす者」とは、児童手当の認定請求を失念する等して平成27年6月分の児童手当を受給していないが、平成27年6月分の児童手当の受給要件を満たす者。

- ア 基準日に支給対象者の要件に該当していた者が死亡した場合
基準日において子育て臨時給付金の支給対象者の要件に該当していた者が支給決定までの間に死亡した場合、平成26年度と同様に、その者の死亡後に児童を養育する配偶者等に対して子育て臨時給付金を支給する方向で検討。
- イ 配偶者からの暴力を理由に避難している場合
配偶者からの暴力を理由に避難している者が児童を養育しており、保護命令が出ている等一定の要件を満たす場合、平成26年度と同様に、実際に児童を養育している配偶者からの暴力を理由に避難している者に対して子育て臨時給付金を支給する方向で検討。

⑤ 対象児童

ア 基本的な考え方

ア) 対象児童は、基準日において、支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童とする。

（※）支給対象児童 約1,630万人。

イ) 基準日より後に生まれた児童や、基準日から支給決定までの間に死亡した児童については、子育て臨時給付金の対象外とする。

イ 臨時福祉給付金の対象となる児童

消費税率引上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、臨時福祉給付金の支給対象世帯を含め、子育て臨時給付金を支給する。

ウ 生活保護制度内の被保護者等

生活保護制度の被保護者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者、ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者についても、子育て臨時給付金を支給する。

なお、生活保護制度内の被保護者等の収入とは認定しない方向で検討。

エ その他

施設入所等児童について、平成26年度は施設入所等児童のほとんどが臨時福祉給付金の対象者であり、併給調整により、子育て臨時給付金が支給されなかったところであるが、平成27年度は子育て臨時給付金についても支給対象となる。なお、平成26年度の臨時福祉給付金と同様の方法で児童本人に支給する方向で検討。

⑥ 基準日

平成27年 5月31日

(※) 「臨時福祉給付金」の基準日は平成27年 1月 1日

⑦ 給付額

⑤の対象児童 1人につき3,000円

(※) 消費税率引上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、簡素な給付措置（一人当たり6,000円）の支給対象世帯を含め、対象児童一人当たり3,000円を支給する。

⑧ 支給時期

支給時期については各自治体において、児童手当の支給日（10月期）または、平成27年10月以降に支給する。

(※) なお、今回の子育て臨時給付金は平成27年6月の児童手当の現況届の手続きと同時に行い、支給対象も児童手当とほぼ同じであることから、支給日については児童手当の支給日とすることが望ましい。

⑨ 費用

全額国庫負担（10/10）

(※) 実施にかかる事務費についても全額国庫負担

⑩ 平成27年度予算案

事業費については、平成25年度児童手当事業年報における児童手当（特例給付を除く。）支給対象児童数約1,630万人に給付額3,000円を乗じることにより算出したもの。

また、事務費については、都道府県及び市町村における業務に必要なと見込まれる経費を計上した。

（※）今回の給付は児童手当の現況届の手続きと同時に行い、支給対象も児童手当とほぼ同じであり、支給時期についても児童手当の支給日（10月期）または、平成27年10月以降に支給することを見込んでいることから、標準事務処理期間等が前回の給付の半分以下になることを考慮して事務費を算定した。

平成27年度予算案 587億円
事業費：489億円
事務費：98億円（うち地方公共団体分 90億円）

（3）支給対象者が公務員である場合の事務について

① 基本的な考え方

ア 公務員の児童手当については、その所属庁が支給しているため、市町村では公務員の児童手当受給状況を把握していない。

子育て臨時給付金については、市町村が児童手当の受給状況等を審査のうえ、平成26年度と同様、公務員を含む地域住民に一元的に支給していただくこととしている。

イ このため、公務員分の児童手当を支給する各所属庁において、

- ・ 所属する公務員が支給対象者であるかどうかについて、申請を受けた市町村が容易に判断できるよう、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）受給者である旨を証明する。
- ・ 公務員への申請勧奨は、一義的に各所属庁において実施していただき、申請漏れが生じないよう徹底していただく等の対応をお願いしたいと考えている。

ウ 所属庁における事務の具体的な実施方法については、追って、各所属庁にお示しするので、その折は、所属庁担当部署における事務実施についてご協力をお願いしたい。

② 所属庁が行う事務のイメージ

- ア 周知広報・申請勧奨・申請書様式の交付（4月下旬～5月）
児童手当現況届とあわせて広報等を実施する。
児童手当現況届と子育て臨時給付金申請書（所属庁の証明欄がある公務員用のもの）を併せて受給者に交付する。
児童手当と子育て臨時給付金の広報を一括して行う。
- イ 申請受付（6月）
現況届と子育て臨時給付金申請書（記載済）を受け付ける。
- ウ 審査・受給証明（6月～8月）
現況届の審査を行い、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給資格が認められた場合、子育て臨時給付金申請書の内容を確認の上、児童手当の受給状況の証明を行う。
所得制限限度額以上の者には、証明を行わず、申請書をそのまま返却する。
児童手当現況届の審査の結果、児童手当受給者が公務員である職員に変更した場合は、変更後の受給者の属する所属庁において、児童手当の申請様式を交付する際に、申請様式とともに子育て臨時給付金の申請書を交付し、上記に準じた手続きにより証明を行う。
- エ 申請書様式の交付（6月～8月）
平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者に対して所属庁による証明済の子育て臨時給付金申請書を交付する。申請書とともに、早期申請を促す広報資料を交付する。
- オ 申請者が市町村に申請（締め切り8月中）
多くの市町村の申請期間は8月までであるため、申請者は8月中に申請する。
- カ 市町村で支払い（10月）

（4）給付金支給事務の実施について

一般受給者への支給事務のイメージ

- ① 周知広報・申請勧奨・申請書様式の交付（4月下旬～5月）
- ・ 児童手当現況届とあわせて広報等を実施する。
 - ・ 簡易な方法で申請を行うことができるよう工夫する。

例えば児童手当現況届と子育て臨時給付金申請書を併せて受給者に送付する。

あるいは児童手当現況届に子育て臨時給付金の申請欄を設ける等、さらに簡易な方法で申請を行い得るよう工夫する。

- ・ 児童手当と子育て臨時給付金の広報を一括して行う。

② 申請受付（6月）

- ・ 郵送又は窓口で申請を受け付ける。
- ・ 申請者が当該市町村から6月分の児童手当の支給を受けている者であることを確認する。
- ・ 当該市町村から6月分の児童手当の支給を受けていない者に対しては、申請先が6月分の児童手当の支給を受ける市町村であることを教示する。

③ 支給対象者のリストアップ（7月～9月）

児童手当現況届の審査と並行し、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）受給者をリストアップする。

所得制限限度額以上 → 支給しない。

児童手当現況届の審査の結果、児童手当受給者が変更した場合は、例えば変更後の受給者が児童手当の申請を行う際に、申請様式に子育て臨時給付金の申請欄を設ける等、簡易な方法で申請を行うことができるよう工夫する。

④ 審査・支給決定（7月～9月）

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者に対して子育て臨時給付金の支給決定を行う。

⑤ 市町村で支払い（10月）

（5）予算の準備について

- ① 子育て臨時給付金は消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うものであり、平成27年6月の児童手当の現況届の手続きに併せて手続きを実施していただき、平成27年10月以降に支給することが望ましいと考えている。

各自自治体においては、これを踏まえて準備を進めていただきたい。

② 子育て臨時給付金関連予算は総額587億円であり、各予算科目の内訳は下記のとおり。

(項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費

(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 489億円

(目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 90億円

(事務費内訳)

都道府県分 1億円

【対象経費】

- ・超過勤務手当
- ・管理職員特別勤務手当
- ・共済費
- ・賃金職員
- ・職員旅費
- ・需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)
- ・役務費(通信運搬費等)
- ・使用料及び賃借料

市町村分 89億円

【対象経費】

- ・超過勤務手当
- ・管理職員特別勤務手当
- ・共済費
- ・賃金職員
- ・報償費
- ・職員旅費
- ・需用費(消耗品費、印刷製本費、高熱水費等)
- ・役務費(通信運搬費、手数料、広告料等)
- ・委託料
- ・使用料及び賃借料
- ・システム改修費

(※) (目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金489億円には公務員分を含む。

(※) このほか、国の事務費として8億円を計上している。

③ 補助率：給付費、事務費ともに全額国庫負担(10/10)

④ 給付費及び事務費の算出について

ア 給付費については、各市町村において対象児童の適切な把握に努められたい。

なお、支給対象児童数の把握が困難な場合、以下の例により算出して差し支えない。

地方公共団体における算出例

- (i) 基準日（平成27年5月31日）時点の児童手当支給対象見込児童数
※生活保護の被保護者等を含む
- (ii) 児童手当における特例給付対象見込児童数
- (iii) 安全率（1.1）
※児童手当の実績割合に、公務員分を勘案したもの
- (iv) 支給額3千円
- に基づき、
- $$((i) - (ii)) \times (iii) \times (iv) = \text{交付申請額}$$

イ 事務費については、自治体における給付事務に必要なと見込まれる経費を計上されたい。

○都道府県に対する補助対象経費の例

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・補助金執行事務に要する人件費
- ・広報経費

○市町村における補助対象経費の例

- ・審査事務等に要する人件費
[申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計 など]
- ・申請書等の発送費用
[申請書送付料、支給決定通知送付料 など]
- ・システム改修（開発）費
[既存システムの改修又は新規システムの開発 など]
- ・電話照会対応に要する経費
[電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用 など]
- ・口座振込手数料
- ・広報経費
[広報誌掲載費、チラシ等作成費 など]
- ・その他
[支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料 など]

(※) ただし、事務費については、平成26年度は目安額をお示しした上で、必要経費を申請していただいたところであるが、平成27年度は基準額及び対象児童数に対する加算額を設ける予定。

⑤ 都道府県に対する事務委任について

子育て臨時給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、前回に引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部についてご協力をお願いしたい。

(6) 広報の準備について

① 平成27年度の子育て臨時給付金の申請は、平成27年6月の児童手当の現況届の手続きと併せて行っていただくことが効率的かつ効果的であると考えているので、広報についても、児童手当の広報と併せて実施していただきたい。

また、ポスター、リーフレット、申請書等については国で雛形を準備し、年度当初に各自治体に対し提供する予定である。

② 現時点で考えられる国及び地方公共団体における対応の具体的な内容は以下のとおり。

ア 国における対応

今回の子育て臨時給付については、児童手当と一体となった広報が有効であると考えていることから、ポスター、リーフレット、児童手当の現況届の様式と一体となった申請書等の雛形の提供やコールセンターの設置運営を行うこと等により、各自治体における広報等をサポートすることとしたい。また、一般的な内容の周知広報については必要に応じて臨時福祉給付金と一体的に実施することとしたい。

イ 地方公共団体における対応

○ 住民に直接申請を促す方法

住民に直接申請を促す方法として、各市町村の規模、実情等に応じて、以下の取組が考えられる。

(取組例)

i) 子育て臨時給付金に関するチラシ等の全戸配布

住民全員に対しチラシ等を配布する。

ii) 児童手当受給者への現況届様式送付時の申請書等の同封

児童手当の受給者に対して現況届の様式を送付する際に、子育て臨時給付金の申請書やチラシ等を同封する方法が考えられる。

なお、児童手当の現況届と子育て臨時給付金の申請書が一体となった様式を送付する方法が有効であると考ええる。

(※) 児童手当の受給者及び支給対象児童に関する情報の利用に当たっては、各市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続き（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、当該手続き）が必要と考えられる。

(※) 同封物については、各地方公共団体における個人情報の一般的な取扱いを踏まえた上で決定されることとなるが、例えば、申請書やチラシを同封すること等が考えられる。

○ 一般的な周知方法

各市町村での申請開始時期、手続等を一般的に周知する方法として、各市町村の規模、実情等に応じて、以下のような取組をお願いしたい。

(取組例)

- i) 一般的広報（各市町村の広報誌等）
- ii) 行政機関及び児童福祉関係施設等におけるポスター・リーフレットの掲示・配布
- iii) 専用ホームページの開設（各市町村における申請開始時期、申請手続、連絡窓口等を掲載）
- iv) 専用ダイヤル、コールセンターの設置（各市町村における申請手続、個別の申請処理状況の照会等に対応） 等

17. 被災した子どもへの支援について（関連資料73参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、平成25年度に復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」での議論を踏まえ、被災した子どもへの支援を総合的に実施するため、平成26年度に「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設したところである。

復興のステージが進展する中、平成27年度予算案においては、被災自治体のニーズに応じたより柔軟で効果的な支援が可能となるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化し、復興庁を所管とする「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設することとしている。

本交付金において、従来、社会・援護局や文部科学省で所管していた「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」と共に、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」をメニューとして、1つの事業計画の下で一体的な支援を行うこととしている。

また、平成27年度予算案における「子ども健やか訪問事業」について、長期の避難生活から自宅等に帰還した後に、既存の事業では十分な支援が見込めない場合でフォローアップが必要な家庭についても、経過的に支援を実施できるよう対象に追加する。

地方公共団体におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いしたい。

なお、被災三県以外の避難者に対する支援については、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により事業を実施することが可能であるので、ご検討いただきたい。

(予 算 案 概 要)

平成27年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

子ども・子育て支援新制度の実施による教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充、母子保健医療対策の強化、社会的養護の充実、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍推進に向けて、ポジティブ・アクションの取組を推進するとともに、育児等を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

《主要事項》

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- ☆ 子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府予算）
 - 1 待機児童解消に向けた取組
 - 2 母子保健医療対策の強化
 - 3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
 - 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
 - 5 仕事と子育ての両立支援（後掲）

第2 女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍推進
- 2 仕事と子育ての両立支援
- 3 パートタイム労働者対策の推進（再掲）
- 4 多様な働き方に対する支援の充実（一部再掲）

第3 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

子育て世帯臨時特例給付金

第4 東日本大震災からの復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁所管）

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 26 年度 当初予算額	平成 27 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	4, 4 3 2	4, 8 7 1	4 3 9	+9.9%
	※2 平成27年度子ども・子育て 支援新制度関係予算として内閣 府へ2兆1, 375億円を計上			
労働保険特別会計	1 0 4	9 0	▲1 4	▲13.5%
労災勘定	2. 9	2. 8	▲0. 1	▲3.4%
雇用勘定	1 0 1	8 7	▲1 4	▲13.9%
東日本大震災復興 特別会計	4 6	1 7	▲2 9	▲62.3%

※1 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※2 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年度4月予定）に伴い、雇用均等・児童家庭局予算の一般会計の一部と年金特別会計子どものための金銭の給付勘定（新制度施行後は子ども・子育て支援勘定）については、平成27年度から内閣府予算として計上される。

平成27年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実：（公費）5, 127億円
 子ども・子育て支援新制度の実施：（公費）4, 844億円（内閣府予算）
 児童入所施設措置費：（公費）283億円（厚生労働省予算）
- ・小児慢性特定疾病医療費：（公費）325億円
 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費：（公費）19億円

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

☆子ども・子育て支援新制度の実施（一部新規）（社会保障の充実）（別添1）

内閣府予算 2兆1,375億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。（平成27年4月施行予定）

○子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費） 等

○地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

○子どものための現金給付

- ・児童手当

（参考）子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実（社会保障の充実）

○量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育、幼児教育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○質の改善

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため、以下の改善を実施する。

■教育・保育関係

- ・3歳児に対する職員の改善
- ・職員の定着・確保のための給与の改善
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料の算定 など

■地域の子ども・子育て支援関係

- ・放課後児童クラブの充実
- ・病児・病後児保育の充実
- ・利用者支援事業の推進 など

1 待機児童解消に向けた取組

(平成 26 年度当初予算額) (平成 27 年度予算案)

1, 349 億円 → 919 億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実【一部新規】(別添2)

892 億円(1, 349 億円)

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援を実施するなど、保育士確保対策を推進する。

(参考)【平成 26 年度補正予算】

○ 待機児童解消加速化プランの推進(保育所等の緊急整備) **120 億円**

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成 27 年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

(2) 放課後児童対策の充実(一部社会保障の充実)(再掲)

内閣府予算575億円(332億円)

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、放課後児童クラブの計画的な整備等を図る。

※子ども・子育て支援新制度(平成 27 年 4 月予定)の施行に伴い、内閣府予算に計上。

(3)「子育て支援員」研修制度の創設【新規】

6. 5 億円

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを創設し、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

2 母子保健医療対策の強化

188億円 → 364億円

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 151億円(11億円)

① 妊娠・出産包括支援事業の展開(別添3)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。

(参考)【平成26年度補正予算】

○ 子育て世代包括支援センターの整備 2.5億円

若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができる環境の実現が必要であり、早急に地域において子育て世帯の安心感を醸成する必要があることから、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備について、平成26年度補正予算に計上し、前倒しして実施する。

② 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

(2) 慢性的な疾病を抱える児童などへの支援【一部新規】(一部社会保障の充実) 175億円(139億円)

平成26年5月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえ、平成27年1月から、慢性的な疾病を抱える児童等について、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な医療の移行を実施するためのモデル事業を行う。

3 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実

1, 053億円 → 1, 203億円

(1)児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

1, 181億円(1, 032億円)

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村に対する支援・連携強化を図る。特に、児童相談所の夜間休日の相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会に登録されている児童等の情報を関係者が共有するシステムの構築、一時保護所で保護されている児童に対する学習指導の充実を図る。

②家庭的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善(5.5:1→4:1等)や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。

また、里親登録されているが、児童を委託されていない里親(未委託里親)に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を創設するなどにより、里親・ファミリーホームへの委託の推進を図る。

既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童養護施設等退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、児童養護施設入所児童等に対する学習支援の充実を図る。

また、退所児童等のアフターケアの充実や児童家庭支援センターの箇所数の増を図る。

(参考)【平成26年度補正予算】

- 児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円
自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等における防災対策等の推進のため、耐震化等に要する費用の補助を行う。
- 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化 6.2億円
児童相談所全国共通ダイヤルについて、広く一般に周知し、子育てに悩みを抱える者、児童虐待を発見した者が児童相談所に適切に相談・通告ができるようにする。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進(一部再掲)

69億円(59億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,887億円 → 1,845億円

(1) ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

75億円(92億円)

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するものとして、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援などを総合的に推進する。

特に、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を充実するとともに、ひとり親の就業機会や転職機会を広げるために、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施や在宅就業推進事業の充実を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

1,762億円(1,787億円)

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援を行う。

(3) 女性のライフステージに対応した活躍支援(後掲・8ページ参照)

8.3億円(8.5億円)

5 仕事と子育ての両立支援(後掲・8ページ参照)

87億円 → 72億円

第2 女性の活躍推進と安心して働くことのできる環境整備

1 女性の活躍推進

17億円 → 17億円

(1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進

8.5億円(8.4億円)

個々の企業で女性が活躍しやすい職場環境整備を一層促進することを目的に従来の助成金を見直し、女性の活躍に向けた取組を行い、目標を達成した場合に助成金を支給する。

また、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職が増えるように環境整備を図る。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援

8.3億円(8.5億円)

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付き再就職支援セミナーを拡充するとともに、非正規雇用で働く女性の処遇改善に向け、「働く女性の処遇改善プラン」等に基づき、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保やキャリアアップ支援を推進する。

2 仕事と子育ての両立支援

87億円 → 72億円

労働者の育休取得・職場復帰を図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行うとともに、期間雇用者の育児休業取得を促進するため、中小企業団体等で活動する育休復帰プランナーの養成を目的とした研修内容の充実、育児休業中の代替要員の確保を行う事業主のコスト負担の軽減等を目的とした助成金制度の拡充などにより、引き続き労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図る。

また、男性の育児参加を促進するため、「イクボスアワード」の実施等、イクメンプロジェクトを推進する。

3 パートタイム労働者対策の推進(再掲)

8億円 → 8億円

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知、指導等により、改正法の着実な履行確保を図るとともに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行う。

4 多様な働き方に対する支援の充実（一部再掲）

5. 9億円 → 5. 6億円

ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方の実現できる短時間正社員制度の導入・定着を支援するため、ノウハウの提供や制度導入に係るセミナーの実施等を行う。

また、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業、良質なテレワークの普及に向けての事業等を実施する。

第3 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

子育て世帯臨時特例給付金

587億円

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔給付対象及び給付額〕

- ・ 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者に係る児童手当の対象児童一人につき3千円

第4 東日本大震災からの復興への支援

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

5.7億円 → 17億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもに対する支援（復興庁所管）【新規】

被災者健康・生活支援総合交付金59億円の内数

復興のステージが進展する中、被災自治体のニーズに応じた、より柔軟で効果的な支援を実施できるよう、1つの事業計画の下で、被災自治体における被災者の見守り・コミュニティ形成支援、被災した子どもに対する支援の取組を一体的に支援する「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

被災した子どもに対する支援として、避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

平成26年度補正予算の概要 (雇用均等・児童家庭局)

1. 「待機児童解消加速化プラン」の推進 120億円

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして、1万人分の施設整備に要する経費について支援する。

2. 子育て世代包括支援センターの整備 2.5億円

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対しての総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、平成27年度における地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うための事業を前倒しして、50市町村分の運営費及び改修費について支援する。

3. 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化 6.2億円

児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）について、覚えやすい番号にすることで、広く一般に周知し、子育てに悩みを抱える者、児童虐待を発見した者が児童相談所に適切に相談・通告ができるよう、3桁化する。

4. 児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円

今後想定される大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化等を図るための改築又は補強等の整備に要する経費について支援する。

5. 児童保護費負担金等の追加財政措置

99億円

平成 26 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童福祉施設等の職員の給与改善等について、所要の追加財政措置を行う。

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成26年度補正予算において8.8億円（児童養護施設等の耐震化等整備分）、平成27年度予算案において56.6億円（児童養護施設等の耐震化等整備分を含む。）を計上したところである。

平成26年度まで安心こども基金により支援していた「子育て支援のための拠点施設整備」については、平成27年度予算案より、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることとしている。なお、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、引き続き、安心こども基金の対象としているところである。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の成立により、平成27年4月より、指定都市においても婦人相談所を設置することが可能となるため、婦人相談所一時保護施設の設置主体に指定都市を加えることとしている。

協議等については、今後、速やかにお知らせする予定である。

② 保育所等の施設整備について

平成27年度予算案においては、「待機児童解消加速化プランの推進」に係る保育所等の施設整備に係る経費については、安心こども基金への積み増しは行わず、新たに創設される交付金（保育所等整備交付金）により、交付することとしている。

また、平成26年度補正予算において、平成27年度における1万人分の保育拡大量を前倒して、整備の推進を図っているところ。

なお、保育所緊急整備事業や認定こども園整備事業（幼稚園型）等の保育の受け皿を確保するための事業については、安心こども基金の残額を活用するかたちで、平成27年度末まで実施期限を延長することとしている。（詳細については、「重点事項」の「2. 待機児童解消加速化プランの推進について」を参照。）

③ 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成27年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.7%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（旧放課後児童クラブ整備費）

（※内閣府に計上）

④ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業の平成27年度予算案における改正内容について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、平成27年度予算案において、以下の改正を行うこととしているので、関係施設等への周知をお願いしたい。

- 貸付金利について、償還期間10年超30年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利を設定することとする。
- NPO等民間が実施する放課後児童クラブの整備について、貸付けの相手方にNPO法人等を追加し、全法人を融資の対象とする。
- 小規模保育事業に係る貸付けの相手方について、融資審査が厳格になされることを前提に、国等からの補助を受けないで整備する施設に対しても融資可能とし、全法人を融資の対象とする。
- 保育関連施設の融資（東日本大震災に係る被災地復興のための優遇措置等を含む）の対象施設に、幼保連携型認定こども園を追加し、「待機児童解消加速化プラン」の進捗状況や、認定こども園法の見直し条項の検討状況に応じて融資制度を見直すことを前提に、貸付けの相手方に「学校法人」を追加することとする。
- 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象施設に、小規模保育事業及び放課後児童健全育成事業を追加する。

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。また、融資先を国等からの補助を受けて整備を行う施設に限定しないこととする。
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置について適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置については、適用期間を1年延長し、27年度末までの措置とする。

⑤ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県市におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを

行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

ウ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について
地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

エ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性も

あることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象としていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成27年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

⑦ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理(リスクマネジメント)が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成26年12月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日雇児総発1215第1号、社援基発1215第3号、障企発1215第1号、老総発1215第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）

2. 社会的養護の充実について

(1) 平成27年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成27年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1 から 4 : 1 等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、措置費の保護単価を段階的に設ける予定としている。

(例：児童養護施設保護単価を 5.5 : 1 から 4 : 1 の間 (5 : 1 及び 4.5 : 1) についても設ける予定)

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を検討する予定としている。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、民間児童養護施設等の給与の改善については、加算率を平均で 3 % 相当引き上げることとしている。加算率引き上げの考え方としては、人材確保、職員の処遇改善及び人材の定着等を図る観点から、新規採用時期の加算率を引き上げることや、勤続年数14年で加算率が据え置かれるところを、加算率の上がる勤続年数を延長することとしている。各都道府県等におかれては、今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、着実に職員の給与改善につながるよう、児童養護施設等に対し、周知徹底願いたい。

さらに、児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実については、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施する。

○小学生等に対する学習支援 (学習ボランティア等)

○高校生等に対する学習支援 (学習塾代等)

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援 (個別学習指導)

(※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。)

(2) 社会的養護を担う人材確保について

平成27年度予算案においては、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で 3 % 相当が盛り込まれたところであり、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。

また、平成27年度より実施する「子育て支援員研修」の専門研修に社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養

成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることとしているので、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について、引き続き本事業の対象経費としているところであり、施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

本事業にて従前より実施している施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

3. 母子家庭等自立支援対策について

(1) 児童扶養手当について

① 平成27年度の手当額について

平成27年度の手当額は、平成26年の消費者物価指数が対前年比2.7%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、特例水準の解消（平成27年4月以降は0.3%の引き下げ）とあわせて、2.4%の引き上げを予定しているため管内市町村に対する情報提供をお願いする。

・手当月額（+2.4%）

	（平成26年度）		（平成27年度）
全部支給	41,020円	→	42,000円（+980円）
一部支給	41,010円	→	41,990円（+980円）
	～9,680円		～9,910円 ～+230円）

※政令改正予定

② 公的年金との併給制限の見直しについて

児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し、児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付等を受給する場合に、その差額分について手当を支給するための改正法が平成26年4月に成立し、同年12月1日から施行されている。

本改正により、平成26年12月1日時点で支給要件を満たしている者が本年3月31日までに請求を行った場合には、平成26年12月分からの手当を受給できるなどの経過措置が設けられているため、当該経過措置に関する周知・広報をお願いする。

また、支給対象児童が受給資格者の配偶者の障害基礎年金の子の加算の対象となる場合には、子の加算に係る手続をした上で、子の加算額と手当の差額分を支給することとなるため、手当の支給に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

③ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当の事実婚の解釈については、課長通知（昭和48年5月16日付け児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知）において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していること」としているが、当該運用に際しては、受給資格者の生活実態を確認した上で適正な支給手続を行っていただくよう改めてお願いする。

また、近年シェアハウスなど様々な居住スタイルがあり、受給資格者がシェアハウスに入居している場合において、当該シェアハウスに異性がいることのみをもって資格喪失と扱っている自治体が見受けられるが、事実関係を十分確認した上で、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無について判断されたい。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 違約金の利率の改正について

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、貸付を受けた者が支払期日までに償還しなかったときは、年10.75%の割合で、違約金を徴収することとなっている。この利率については、国税の延滞税等を参考にして定められているものであるが、昨年1月から、国税の延滞税の引き下げが実施されていること等を踏まえ、平成27年4月から利率を5%に引き下げる予定である。

② 高等職業訓練促進給付金の支給終了者への貸付について

高等職業訓練促進費の給付については、平成25年度入学生より支給期間の上限を2年とし、2年を越えて修学する方については、母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援を行うこととしている。平成27年度予算案において必要な予算を確保しているので、自治体におかれては、給付金の利用者に対する貸付金の周知及び貸付を希望する者への貸付の実施をお願いする。

(3) 就業支援等について

① 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について

平成27年度予算案では、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業を実施することとしている。

平成23年度全国母子世帯等調査によれば、ひとり親家庭の13.8%（推計値で約20万人）は最終学歴が中学卒であり、高卒程度認定試験に合格することは、これらの者の就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられるので、母子・父子自立支援プログラム策定事業等と組み合わせて実施するなど、積極的な取組をお願いしたい。

② 在宅就業推進事業の拡充について

これまで、在宅就業に関するセミナー等を実施していた在宅就業推進事業については、平成27年度予算案では、事業を拡充し、在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うこととしているので、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援についても、積極的な取り組みをお願いしたい。

③ 「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」について

就業支援や子育て・生活支援施策等の様々な支援メニューをひとり親家庭の課題やニーズに応じて組合せ、効率的・効果的に支援を行うことを目的として、平成26年度から、福祉事務所等に配置されていた母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置できることとしたので、地域の実情に応じて、総合的な相談窓口の整備が図られるようお願いしたい。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（４）養育費の確保等について

① 養育費確保及び面会交流について

平成23年6月の民法の一部改正により、協議離婚の際に定めるべき

事項として、養育費の分担や親子の面会交流が民法に明記された。

また、同改正法審議における衆議院・参議院の附帯決議においては、養育費の支払いや面会交流について民法に明文化された趣旨の周知に努めることや、これらの継続的な履行確保について必要な措置を講じることに配慮すべきとされた。

これらを踏まえ、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図るほか、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣などを実施している。

自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置すること等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いします。

また、養育費や面会交流に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口などでもパンフレット等を配布し必要な相談になぐなど積極的な取組をお願いします。

さらに、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の「面会交流支援事業」についても、積極的な取組をお願いします。

② 学習支援ボランティア事業等について

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、子どもの心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習支援や進学相談に応じる「学習支援ボランティア事業」を行っている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅にボランティアを派遣することにより、子どもの学習を支援するものであり、そのために必要な経費についての補助を行っている。

平成27年度予算案では、学習支援の実施回数を月2回（年24回）から週1回（年52回）に拡充することとしている。自治体におかれては、子どもの健やかな育ちを確保するため、学習支援ボランティア事業のほか、ひとり親家庭の子どもが地域での孤立化を防ぐため心の支えに

なる大学生等を家庭に派遣し育成指導等を実施する児童訪問援助事業
(ホームフレンド事業)を積極的に実施していただくようお願いする。

4. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

（関連資料67、68参照）

平成26年1月3日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、DV防止法が適用された。

また、平成25年10月3日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）の一部改正法が施行され、ストーカー被害女性に対して、婦人相談所が支援を行うことが明記された。

上記については、昨年度の本会議資料において周知をしているところであるが、各都道府県におかれては、改めて施行通知等の内容について関係部局で共有するとともに、管内の市区町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

併せて、本年度より「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しているが、平成27年度予算においても引き続き当該事業を計上しているので、積極的な取組をお願いしたい。当該事業の来年度の事業実施に係る協議については、1月21日付けで通知を発出しており、事業実施要綱（案）に基づき、期日（3月24日）までに提出されたい。

（1）指定都市における婦人相談所の設置について（第4次一括法）

（関連資料69参照）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の制定により、平成27年度から、婦人相談所について、指定都市においても任意で設置できることとされた。

平成27年度中に、婦人相談所を設置する指定都市はないと承知しているが、今後、婦人相談所を設置される場合は、道府県と調整の上で、速やかに雇用均等・児童家庭局家庭福祉課まで報告されたい。

（2）婦人保護施設の施設長に係る年齢要件の廃止について

婦人保護施設長の資格要件として、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」（平成14年厚生省令第49号）第9条第1号において、「30歳以上の者」とする年齢要件を規定しているが、施設を運営する能力と、「30歳以上」という年齢要件は必ずしも対応するものではなく、社会福祉主事の資格要件や実務への従事要件により、施設長の質の担保は可能

であることから、年齢要件を廃止することとした。

年齢要件の廃止に係る省令の改正は、来年度前半に行い、各自治体の条例改正時期を勘案して、来年度後半に施行することを予定している。

(平成28年1月1日施行を念頭に置いている。)

本件詳細については、決まり次第お知らせする。

【参考】 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生省令第49号）

（施設長の資格要件）

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有するものであって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

① 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。

② 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

③ 心身ともに健全な者であること。

※上記①下線部について廃止予定。

（3）人身取引対策行動計画2014の策定について（関連資料70参照）

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指した「人身取引対策行動計画2014」（以下、「行動計画2014」と言う。）が策定された。

行動計画2014の中で、婦人相談所については、一時保護した人身取引被害女性に対し、宗教的生活や食生活を尊重した支援を行うよう示されており、各婦人相談所においては、例えば、宗教上の理由がある場合は、豚肉や羊肉を使わない食事を提供する等について配慮されたい。

なお、被害女性を保護した場合だけでなく、日頃から、警察、各地の入国管理局、大使館・領事館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と情報交換や研修会等により、緊密な連携を図り、被害女性の立場に立った適切な保護支援がなされるようお願いする。

また、人身取引被害者の一時保護の状況等については、毎年度発出している「婦人相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）」により、毎月の受入状況を引き続き遺漏なくご報告いただくとともに、児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況も併

せて報告をお願いしているので、ご協力いただきたい。

(参考) 内閣官房 (人身取引対策に関する関係省庁連絡会議) HP :

人身取引対策行動計画 2014 (全文)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>

5. 児童健全育成対策について

(1) 児童厚生施設の設置運営について

① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が昨年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊びを通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、

その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への積極的な参加をお願いする。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

(参考URL)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html

② 民営児童館に対する財政支援措置について

民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

③ 子ども・子育て支援新制度における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点（連携型）について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されてい

るところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。このうち、「連携型」については、児童館等を実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされていることから、積極的に児童館を活用した事業実施に努めていただきたい。

(2) 児童委員について（関連資料74参照）

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、厚生労働省の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学教授）において、民生委員・児童委員が地域福祉の中核としてその力を存分に発揮できるよう活動環境の整備の推進方策について検討が行われ、平成26年4月に報告書がとりまとめられたところである。この報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、都道府縣市町村におかれても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組にご協力をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への「つなぎ役」や家庭周辺の観察への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもの家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

（3）児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成26年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中4,439作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成27年度児童福祉週間の標語と決定した。

<平成27年度児童福祉週間標語>

世界には 君の輝く 場所がある

こなか あやと
(古仲 彩人さん 10歳 千葉県)

当該標語については、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

6. 児童手当制度について

(1) 平成27年度予算案について（年金特別会計・内閣府予算）

平成27年度予算案における児童手当の給付総額については、次のとおりである。

平成27年度予算（案）について

○給付総額：2兆2,299億円（2兆2,356億円）

- ・国負担分　　：1兆2,356億円（1兆2,377億円）
- ・地方負担分　：　　6,178億円（　　6,188億円）
- ・事業主負担分：　　1,821億円（　　1,801億円）
- ・公務員分　　：　　1,944億円（　　1,990億円）

※（　　）内の数字は前年度予算額

（関連資料75参照）

(2) その他

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童手当は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として支給される「子ども・子育て支援給付」のうち「子どものための現金給付」に位置づけられ、児童手当制度は、同法を所管する内閣府に移管されることとなりますが、支給要件や支給額など制度の内容に変更はありません。

今後とも、各自治体におかれては、児童手当制度の円滑な運用に努めていただきたい。

7. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

① 待機児童解消関連予算について

「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、受入児童数に対応した保育士確保対策を推進する。主な内容は次のとおり。

(i) 保育所等の整備支援（新規）

【所要額：554億円（保育所等整備交付金）】

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

(ii) 小規模保育等の改修費支援

【所要額：285億円の内数（保育対策総合支援事業費補助金）】

小規模保育や賃貸物件による保育所等の設置を促進するための改修費等について財政支援する。

(iii) 保育の量拡大を支える保育士の確保（一部新規）

【所要額：285億円の内数（保育対策総合支援事業費補助金）】

保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施するほか、保育士試験の合格を目指す者に対し、受験のための学習に要した費用の一部補助を行うなど保育士確保対策の充実を図る。

(iv) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（新規）

【所要額：160億円（内閣府予算）】

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援する。

② 保育の質の向上のための研修事業等について

現在、社会福祉法人日本保育協会を通じて実施している保育所保育士研修等事業費、事業所内保育施設等助言指導事業費及び企業委託型保育サービス助成事業費などの国庫補助事業は、平成27年3月31日をもって終了することとしている。

平成27年度予算案においては、都道府県等が実施する保育の質の向上のための研修事業等に対する補助金を創設し、当該補助金により、事業所内保育施設の保育従事者等に対する研修を実施していただくようお願いする。

また、これまで保育所運営費において所長設置単価を適用するための要件の1つとして活用されていた保育所初任所長研修会等の開催については、厚生労働省が行う研修事業として実施する予定であり、詳細は追ってお知らせする。

③ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う保育所運営費の取扱いについて

保育所運営費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

平成26年度人事院勧告に伴い、国家公務員給与法が昨年11月に改正されたところであるが、国家公務員の俸給表に準じて保育単価を引き上げた場合に必要となる経費については、平成26年度補正予算で措置し、保育単価の改正通知を今月上旬に発出したところである。

保育士の処遇改善は喫緊の課題であることから、各都道府県等におかれては、今回の引き上げ分が保育士等の賃金改善に適切に充てられるよう管内市町村及び保育所等への周知徹底をお願いする。

(参考：今回、予算措置されている保育士給与の改善率 2.0%増)

(2) 保育所等利用待機児童数調査について（関連資料15参照）

4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、認定こども園も含めた新たな共通の給付が創設されることや、保育の必要性の認定に係る事由について求職活動が明確に位置付けられることなどを踏まえ、待機児童の定義を見直したところ。平成27年度以降においても、引き続き保育所等利用待機児童数調査へのご協力をお願いしたい。

(3) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的に御活用いただきたい。

① 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（関連資料16参照）

調査研究により、保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ、また食物アレルギーの子どもへの誤食事故が起きている現状が明らか

かになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは、保育所、保護者、医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち、3者が連携して適切な対応を行うことを目的に、アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し、保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には、このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し、全市区町村に送付（コピー可能）するとともに、厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。

② 保育所における食事の提供ガイドライン（関連資料17参照）

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持、心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし、子どもや保護者の「食」をめぐる現状は、利便性が優先され、食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは、保育所の食事の提供方法が多様化する中で、子どもの食に関わる保育所職員を始め、管理者、行政担当者等が再考、評価、改善するためのチェックリストを作成する等、保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。

③ 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）

（関連資料18参照）

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが、平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の改正があったことから、保育所における感染症対策ガイドラインについても、これとの整合性を確保するとともに、最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い、平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では、感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに、保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。

（4）社会福祉法人の運営に関する情報開示について

（関連資料19参照）

社会福祉法人については、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図る

ことが求められている。

このため、「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」(平成25年5月31日雇児発第16号・社援発第13号・老発第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいている。

については、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、同通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いしたい。併せて、所轄庁におかれても、同通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について公表の実施が求められているので、御協力をお願いしたい。

(5) 保育所における第三者評価の受審について（関連資料20参照）

平成27年度4月より施行される「子ども・子育て支援新制度」では、保育所等について、第三者評価の受審が努力義務となる。

第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者については、受審費用の一部が支援されるため、積極的に受審して頂き、保育サービスの質の向上に御協力をお願いしたい。

(6) 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について

(関連資料21参照)

平成27年1月30日に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、保育所型認定こども園の有効期間を廃止すること等が決定された。このことについて、順次、所用の法律等の整備を行うこととしているので、必要に応じ適切に御対応頂くようお願いしたい。

8. 母子保健対策について

(1) 生涯を通じた女性の健康支援事業について

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施、不妊・不育症及び思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための相談体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的として、「生涯を通じた女性の健康支援事業」を実施してきたところである。

今後とも、「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」について未設置の自治体におかれては、引き続き設置促進を図るとともに、既に設置している自治体においても、これらの相談窓口の利便性や対応力の強化を図れるよう、積極的な取組をお願いします。

(2) 「健やか親子21(第2次)」の推進と母子保健計画策定について

21世紀初頭における母子保健の取組を推進するための国民運動計画である「健やか親子21」が、平成26年に終了することから、平成25年度に最終評価を行い、平成27年度から新たに開始する第2次計画の方針を平成26年度にとりまとめた。第2次計画は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、10年間取り組むこととしており、一体となって取り組んでいただきたい。

については、各地方公共団体においても、「健やか親子21(第2次)」及び子ども・子育て支援事業計画や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の趣旨を十分に踏まえ、母子保健計画の策定と定期的な評価をお願いします(「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)。

9. 仕事と家庭の両立支援対策について

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進について（関連資料76参照）

仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備は重要な課題であり、厚生労働省においては、企業における両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備についての取組の促進を図っている。このため、育児・介護休業法の履行確保、次世代法に基づく事業主の取組促進、好事例の普及、表彰や助成金を通じた事業主への支援、ファミリー・サポート・センター等の仕事と家庭の両立が可能となる雇用環境の整備に取り組んできたところである。

育児休業については、特に中小企業が大企業に比べ育児休業制度の規定整備率が低いことや、派遣・パート等の非正規雇用の労働者については、育児休業を利用しつつ継続就業した者の割合が、正社員に比べて低い状況にあるため、厚生労働省としても制度の周知、好事例の普及、助成金の活用等を引き続き行い、環境整備を図っていくこととしている。

各都道府県・市におかれても積極的な法の周知・啓発に御協力をお願いしたい。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について（関連資料77、78参照）

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定・届出の状況について、平成26年12月末現在で、行動計画の策定・届出等が義務となっている従業員数101人以上規模企業の行動計画の届出率は、97.8%となっており、各都道府県・市の周知、啓発に関する御協力に感謝申し上げます。

次世代育成支援対策推進法については、平成26年の通常国会において、法律の延長及び一般事業主関係においては新たな特例認定制度の創設を盛り込んだ改正法が成立し、平成27年4月1日から改正行動計画策定指針及び新認定基準が施行される。

この改正に伴い、子育てサポートに積極的な企業として厚生労働大臣から認定を受けた企業が表示できる「くるみん」マークのデザインを変更するとともに、新たに創設された、くるみんよりも高い基準を満たした特例認定企業が表示できる「プラチナくるみん」マークを策定したところである。

「くるみん」及び「プラチナくるみん」マークを地域において広く認知していただくことが、企業の取組促進に繋がることから、これらのマークの周知のため、全国の都道府県や市町村に呼びかけを行い、御賛同

頂いた自治体の「ゆるキャラ」184体と「くるみん」がタイアップしたポスターについて、東日本版と西日本版の2種類を作成し、平成26年11月に配付した。

御参加いただいた自治体におかれては、御協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続きこれらのポスターを活用し、マークの周知に御協力いただきたい。また、去年は参加いただいていない自治体におかれても、各自自治体の「ゆるキャラ」と組み合わせられる「くるみん」「プラチナくるみん」ポスターのデザインの原案を都道府県に配付させていただいているので、各自自治体での作成となるため恐縮であるが、是非周知に御活用いただきたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業について

(関連資料79参照)

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進しており、平成21年度からは、事業の中で、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

なお、本事業は、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施し、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」の中の、「地域子ども・子育て支援事業」へ移行することになっているが、移行後も事業内容に変更は無く、引き続き実施していくこととしている。

また、平成27年度から、「子育て支援員研修制度」が創設され、その中に「ファミリー・サポート・センターコース」が設けられることになり、現在、ファミリー・サポート・センター事業の中で、市町村が実施している研修と合わせ、提供会員の確保に努めていくこととしている。

さらに、ファミリー・サポート・センターで連絡・調整等を行う、アドバイザーの重要性・専門性が増していることから、平成27年度から、アドバイザーの資質向上を図るための研修事業を創設する予定である。

女性の活躍促進が重要な課題となる中で、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりを推進する観点からも、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

